

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

今般、官公需における新規中小企業者を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための、「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されました。

1. 「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率は、国等全体として60%、契約金額が約4兆7,449億円になることを目指す。

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標

契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として3%になることを目指す。

2. ご参考

- [「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しました](#)
(令和2年10月2日付経済産業省ホームページ)
- [官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について\(概要\)](#)
- [令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針\(本文\)](#)
- [官公需情報ポータルサイト\(中小企業庁\)](#)
- [ここから調達サイト\(独立行政法人中小企業基盤整備機構\)](#)